

横浜市神奈川県調整会議
川崎市神奈川県調整会議
(合同開催)

令和2年11月16日(月)

神奈川県庁 大会議場

1 開会

○司会 では、ただいまから横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議を始めさせていただきます。私は神奈川県広域連携課長の西海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、初めに黒岩知事からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○黒岩知事 本日は横浜市の林市長、川崎市の福田市長、大変お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

昨今のコロナ禍や相次ぐ自然災害はもちろんのこと、少子高齢化に伴う社会構造の変化が進み、地方自治体が対応すべき行政課題は複雑化・多様化しております。こうした課題に的確に対応していくためには、国と地方、県と市町村とが適切な役割分担のもとで協調・連携しながら取り組むことが重要であります。特に県と、大都市であります指定都市とは、様々な行政課題についてしっかりと議論し、一体となって解決に向けた取組を進めていくべきであり、この調整会議もそうした趣旨で設置されたものと理解をしております。

前回の調整会議では、林市長との間でパスポートの発給について具体的な住民ニーズを伺いながら議論をし、権限移譲という解決策を模索していくという結論に至り、実際に、昨年10月に横浜市への移譲を実現しました。私としましては、両市長から具体的なニーズを率直に伺いながら、実りある意見交換を行い、しっかりと連携を取りながら、ともに課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

なお今回の調整会議におきましては、こうした議論を県民・市民の皆さんに広く知っていただくため、YouTubeにて会議をライブ配信する試みをさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からの挨拶は以上です。

○司会 では続きまして林横浜市長、お願いいたします。

○林市長 ありがとうございます。黒岩知事、ご公務ご多忙の中、本当にありがとうございます。福田市長もありがとうございます。もともと県と市が一市ずつ調整会議をしておりますけれども、今回2市一緒に、わたくしどもも連携してやっておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今、黒岩知事からお話をいただきましたけれども、前回の調整会議でパスポートの発給事務を移譲していただきまして、昨年10月31日の「センター南パスポートセンター」の開

設以降多くの市民の皆様にご利用していただきまして、順調な滑り出しでございます。本当にありがとうございます。

黒岩知事は県内の自治体のことを常によくお考えいただいております。3指定都市とも大変良い関係を築いていただいております。新型コロナウイルス感染症への対応でも、県と3市が連携し、「神奈川モデル」を着実に運用しております。指定都市制度のあり方が今クローズアップされておりますけれども、こういう動きに本当に向き合って、わたくしどもとお話をさせていただく機会でございます。またこれからいろいろな課題についてぜひ活発に議論させていただきます。

黒岩知事との強い信頼関係のもとに積み重ねてきたこれまでの成果や成功事例を活かしまして、これからも県民・市民の皆様としっかりと寄り添いお支えしていくため、一層強固に連携してまいりたいと思います。どうぞお願いします。

○司会 ありがとうございます。続きまして福田川崎市長、お願いいたします。

○福田市長 改めましてこんにちは。まず黒岩知事にはこの調整会議の開催にあたりまして、ご理解をいただきました。感謝申し上げますし、また横浜市の林市長は今日も共通課題ということで、一緒に調整をさせていただきました。ここに出させていだいたことに感謝申し上げます。

様々な課題がありますけれども、知事のお言葉にもありましたとおり、県と市町村、いわゆる私達の政令指定都市という大都市であります。基礎自治体ということでは変わりありませんし、この基礎自治体と広域自治体というものが適切な役割分担ということをしつかりやっていくということが大切だと思います。

これまで調整会議に至るまで、事務レベルでは様々な調整を行ってきたということですが、やはりこういった事務事業の見直しですとか、あるいは調整というところは、最終的には信頼関係に基づいて首長がしっかりと話していくということだと思いますので。今日も実りのある会議になることを心から期待しております。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

記者の皆様一言お願い申し上げます。本日は、会議を通じて撮影していただくことは可能ですが、会議進行の妨げにならないよう、ご配慮いただきたく存じます。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、黒岩知事よろしく申し上げます。

3 協議事項 大都市行政について

○黒岩知事 それでは協議事項に入ります。

まずコンビナート地域の安全対策について、両市から協議の申し出をいただいております。つきましてはその趣旨などにつきまして、福田市長・林市長からお話いただければと

存じます。

○**福田市長** それではまず初めに、本会議の開催を求めた趣旨をご説明いたします。

資料の表紙の写真をご覧ください。

これは横浜市・川崎市のコンビナート地域を示したもので、この地域の安全対策を確実にやっていくことが重要であると考えております。この地域に係る事務権限として高圧ガスの製造許可等がございまして、指定都市はこれまで20年以上にわたり移譲を求めてまいりました。

この間、コンビナート地域を除いた形で移譲が決定し、すでに横浜市と川崎市が事務を行っておりますが、コンビナート地域は引き続き県が規制権限を有しております。本事務権限については横浜市・川崎市が担うことにより多くのメリットがあり、ひいては県民・市民の安全・安心の確保に繋がることから、この間、移譲に向けた事務レベルの協議を進めてまいりました。

しかしながら、進展が見られなかったため、知事と市長という首長レベルでの話し合いが必要と考えたところでございます。

ページをおめくりください。

「1. コンビナート地域を取り巻く環境等」についてでございますが、県内のコンビナート地域は高度経済成長期前からわが国の経済を牽引してまいりましたが、近年、長期に供用されている施設が増加しております。また国際化の進展などに伴いまして、競争力の強化が求められ、企業の統廃合が進み、保安に係る技術継承が不足しております。これに伴いまして事故等が増加し、消防の出動件数も増えている状況でございます。

「2. コンビナート地域における関連法の状況」でございますが、三つの法律が関連しています。繰り返しになりますが、高圧ガス製造許可等の権限の一部は県から指定都市へ移譲されておりますが、コンビナート地域などは県が規制権限を有しております。そして石油コンビナート等災害防止法に基づき県は災害の総合調整機能を担っており、防災計画を策定するとともに、災害発生時などは本部長である県知事が横浜市長や川崎市長を本部長とする現地本部を設置して、情報の収集やデータ調査をさせることができる仕組みとなっております。そして消防法ですが、消防法は石油等の危険物を規制するもので両市が規制権限を有しています。このようにコンビナート地域の安全対策については、県が総合調整と一部の許認可を、そして市が一部の許認可に加えて消防責任を担っている状況でございます。

「3. 高圧ガス保安法に関わる権限移譲の経過」についてでございますが、平成9年から指定都市として高圧ガス保安法に基づく権限移譲を継続して求めてまいりました。その結果ようやく平成27年の第5次一括法により、コンビナート地域等を除いた形で移譲が決定し、平成30年から指定都市が事務を行っております。なお、平成27年の国の提案募集において、指定都市市長会が、コンビナート地域を含めた移譲を求めており、経済産業省か

らは道府県の事務処理特例条例による個別移譲を可能とする見解が示されております。

「4. 高圧ガス保安法について」ですが、(1)の高圧ガスとは、圧力の高い圧縮ガスや液化ガス等でございます、(2)高圧ガス保安法の目的は高圧ガスの製造・貯蔵等の取り扱いを規制することなどにより公共の安全を確保することになっております。

ページをおめくりいただきまして(3)高圧ガス施設の例としては資料に示しているようなものがございます。

「5. コンビナート地域について」ですが、図の色づけされた地域が県内のコンビナート地域です。災害発生時にその被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあることから法令による移譲対象から除かれ、神奈川県が規制権限を有しています。なお、A3版の資料にコンビナート地域の消防署、出張所、特定事業所の状況を参考資料として添付しておりますので、のちほどご参照いただきたいと思います。

(2)高圧ガス保安法、消防法の執行状況についてですが、消防法上の危険物製造所は、高・危混在施設といわれる高圧ガス保安法上の製造事業所である事例が多くあります。石炭法上のコンビナート区域において石油や高圧ガスを多量に貯蔵・取り扱う事業所で特定事業所が両市に78ございます。そのうち高圧ガスのみを扱うのは3事業所に過ぎず、高・危混在施設は30でございます。高・危混在施設の例としては、石油に含まれる硫黄分を除去する脱硫装置などがあります。ページをめくっていただきまして、特定事業所では事故発生件数が増加しております。グラフは両市の事故発生件数でございますが、平成31年は、過去10年間で最大数となり、高圧ガス施設の件数も増加傾向にあります。

(3)コンビナート地域における消防の対応状況についてですが、両市では災害規模に応じた出動計画を策定しております。また消防艇を各市1隻配備するほか、情報収集のための消防ヘリの配置、大型高所放水車などの3点セットの配備などにより災害に対応しています。こうした対応に加え、事業所の自衛消防隊と連携し、必要に応じて市域を越えた広域的な活動をするなど、コンビナート地域の災害にも対応しております。ただし、高圧ガスの許認可・規制の権限は県にございますが、事故発生時の現場対応は市が行っていることが課題であると認識しております。

「6. 高圧ガス保安法の権限移譲のメリット」についてですが、消防責任を担う横浜市・川崎市がこれまでの危険物の許可権限に加え、高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、①高・危混在施設が多い中で、一体的な指導による保安体制の充実が図られること、②これまで県と両市のそれぞれに提出していた申請窓口が一本化され、事業所の負担軽減に繋がること、③コンビナート地域に消防署を配置している両市が高圧ガス施設の情報を得ることによって、災害発生時に迅速かつ円滑な対応が可能になること、④両市が現場対応を担うことで神奈川県は石炭法に基づく県域全体の総合調整等、広域事務に専念することが可能になること、といったメリットがあり、権限移譲により神奈川県域全体の安全性の一層の確保に繋がると考えております。以上のことから横浜市・川崎市はコンビ

ナート地域の高圧ガス製造許可等の権限移譲を求めるものでございます。

資料最後のページに神奈川県との連携状況を記載しましたが、これについては林市長から説明がございます。林市長よろしく申し上げます。

○林市長 ありがとうございます。それでは私からも説明をさせていただきます。

最後のページ、11ページをご覧ください。現在は、コンビナート地域は県、その他の地域は市に権限がありますが、県と市の間では「神奈川県高圧ガス・火薬類保安会議」や、県市合同立入検査などを通して情報共有に努めております。人材育成の点では、神奈川県にご協力をいただき、「神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練」や職員研修を実施しております。

今後もより一層の連携・ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。先ほど福田市長がご説明されたとおり、横浜市・川崎市に跨るコンビナート地域で発生する災害には、これまでも2市の消防局が責任をもって対応してきました。災害への対応力は日頃の許認可事務を通じた事業所への指導や、担当者との関係の構築が核となります。現在コンビナート地域の高圧ガスの事務権限は県、危険物は市と分かれています。市に権限が移譲されることで、高圧ガス・危険物の情報を一元化して管理できるようになるわけです。また災害時に現場で活動する消防隊にタイムリーに情報提供することが可能となり、災害を早期に鎮圧することができます。コンビナート地域の高圧ガス保安法の権限移譲は神奈川県全体の安全性の確保にも繋がると考えておりますので、ぜひよろしくお願ひします。以上でございます。

○黒岩知事 ありがとうございます。ただいま両市長からコンビナート地域の安全対策をご説明いただく中で、高圧ガス保安法の権限移譲のご要望をいただきました。

私としては市町村への権限移譲については常に住民の目線で考えて、権限移譲は住民のためになるか、地域に必要なものであるか、これが大きな判断の基準だと考えておりました。特段の支障がない限り、移譲していきたいと考えております。そこで私は高圧ガス保安法の権限移譲を前提として、石油コンビナート地域の防災力強化に向け今後両市とより一層の連携・協力を推進していきたいと考えております。

具体的には、県と両市の連携強化のため、来年度からお互いの職員の技術力、ひいては地域の防災力を強化するため、新たに職員の相互交流、これを実施できればと考えております。また現在実施しています石油コンビナート地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについても県と両市の連携を一層強化して実施できればと考えております。

さらに高圧ガス保安法の権限移譲については、県・市町村間行財政システム改革推進協議会に新たに検討部会を設置しまして、住民の目線に立って、具体的な課題を協議していきたいと考えております。私からは以上です。

もしご発言があればどうぞ。

○福田市長 知事ありがとうございます。権限移譲を前提にというふうな力強いお話を

いただきました。また、検討部会を立ち上げていただくということで、大変心強く思っています。今神奈川県がやっているこの事務を移譲していただくためには、やはりこれまでの取組を私達も学ばせていただかなければなりませんし、人材育成には一定の期間が必要だと思っていますので、さらに連携を強めて、知事がおっしゃるとおり住民目線に立って、最も適切な方法を最終的に出せればと思っています。ありがとうございました。

○林市長 知事ありがとうございます。前向きなご提案をいただきました。黒岩知事からの具体的なご提案として、今川崎市長も言及されましたが、職員の相互交流、そして交流をきっかけに、県がこれまでコンビナート地域の安全対策で培ってきた知見を学ばせていただき、市と県がこれまで蓄積してきた経験やノウハウを分かち合うことで、市民・県民の皆様の安全・安心に繋がると確信いたしました。今後、神奈川県と川崎市とご一緒にスピード感を持って課題の協議に取り組み、その上で、早期に横浜市・川崎市への事務権限の移譲が進むよう横浜市としても全力を尽くしてまいります。ぜひよろしく願いいたします。

○黒岩知事 コンビナート地域は、県民の命と暮らしを守る上で、防災上非常に重要な地域であります。権限移譲に向けた協議を進めながら、今後とも、皆様とともに力を合わせて、防災力の強化に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ協力をよろしく願いいたします。

ここまで議題でありますコンビナート地域の安全対策について議論してまいりました。この際、両市長からそれぞれ抱える行政課題について、他に協議をしておきたい内容がありましたら、お話しいただきたいと思います。それでは林市長からお願いします。

○林市長 ありがとうございます。横浜市から、がけ地における安全対策についてお話ししたいと思います。資料はございません。よろしくお願いします。

特に近年多発する豪雨による土砂災害や、今年2月に逗子市で起きたマンション敷地内のがけ崩れなど、がけ地対策への住民の皆さんの関心が大変高くなっております。横浜市は市内の危険ながけ地を調査して、「5メートル以上の崖地約9,800ヶ所」の一つひとつを、危険度に応じてランク分けし、独自にカルテを作成しております。職員がそのがけ地カルテをもとに、対策が必要な土地の所有者お一人おひとりに改善を働きかけ、神奈川県が実施している「急傾斜地崩壊対策事業」をご案内しております。神奈川県の実業を適用できない場合は横浜市独自の助成金をご案内しています。

神奈川県「急傾斜地崩壊対策事業」は、区域の指定や工事は県が実施することになっております。「急傾斜地崩壊対策事業」の権限や財源を横浜市に移譲いただくことで横浜市独自の助成金制度や横浜型避難システムとあわせて一体的な運用ができることとなります。それは、迅速で安定性の高いがけ地対策はもとより、県全体の総合調整機能の強化にもつながります。

がけ地対策は住民の皆さんの生命に関わる重大な問題です。事務権限の移譲に向けた協

議を加速して必要な財源を措置いただくことを改めてお願いするものです。

私からは以上でございます。

○**黒岩知事** 確かに横浜市を含む県の東部はがけ地が非常に多いですね。県では横浜市と連携しながらハード・ソフトの両面から、がけ崩れ対策に取り組んでいるところです。

今年度にはソフト対策として進めてまいりました、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、この指定については概ね完了する目途がつき、これまでの横浜市のご協力を改めて感謝を申し上げたいと思います。

ただいまお話いただきました急傾斜地法の権限移譲についてですが、これは先ほど申し上げましたとおり、あくまで権限移譲は住民目線で考える、住民にとってメリットがあるものについては特段の支障がない限り移譲していきたい、それが私の基本的な考えであります。従いましてこの話につきましても、そういった視点で住民目線に立って、今後、横浜市としっかりと協議を進めていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○**林市長** 知事ありがとうございます。この調整会議の場で黒岩知事と直接お話をさせていただきますと、調整が進んでまいりますので、よろしくお願ひします。それからがけ地対策の他にも、課題として河川管理、私立幼稚園の認可等、市民生活に直結する分野の事務権限の移譲に向けて、さらに、協議させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○**黒岩知事** 続いて福田市長からもお願ひいたします。

○**福田市長** ありがとうございます。

私からは行政サービスのデジタル化についてお話ししたいことがございます。先月の8日に県内の3政令市の首長が集まりまして、会議がございました。そのときの議題のひとつに行政のデジタル化に向けてという話があったんですけども、知事もご案内のとおり、国・県・市それぞれがデジタル化に向けて、早急な基盤整備というものに取り組んでいるわけです。現在の自治体情報セキュリティクラウド、神奈川県ではKSCというものを導入して、非常に高いセキュリティを確保しているわけです。前回のこのKSCが導入される際に、実は県もいろんな申請だとかあるわけですけども、市町村は、さらに細かい申請手続きというのが非常に多く、例えば川崎市でいうと住民の皆さんに何か申請を手続きいただくのがだいたい2,500種類ございます。そのぐらいのオンライン申請の仕組みを作っていく。あるいはこのコロナ禍においてあるいはポストコロナにおいても、オンライン会議の環境整備をしていくにあたってセキュリティレベルをどういうふうにやっていくか、セキュリティクラウドをどうやって作っていくかというのは大きな課題になると認識しています。国の方から通知が出ているというふうには聞いておりますが、設計にあたっては、ぜひ市町村の話をよく聞いていただいた上で、新たなセキュリティクラウドのことについて整理をしていただきたいと思います。全て決まってからこれであると頼む

よというふうな形で請求書が回ってくるということだけはぜひとも避けていただきたいと思います。神奈川県内がこういったオンライン化・デジタル化に対応できるかの根本のところがこのセキュリティアクラウドに大きく関わってくるということでございまして、ぜひそのあたりの調整を事前に情報提供を含めてお願いしたいと思います。以上です。

○黒岩知事 ありがとうございます。県は平成28年度に神奈川県情報セキュリティアクラウド、いわゆるK S C、これを構築いたしました。県と市町村のインターネット接続口を集約して高度なセキュリティ対策によりサイバー攻撃の予兆を検知し防御するなど、参加団体のセキュリティレベル向上を図り、インターネットリスクに対応し、一定の成果を上げているところです。このK S Cは令和4年3月に更新時期を迎えます。そこで本年8月に総務省から提示されました次期自治体情報セキュリティアクラウドの整備にかかる指針、これを踏まえまして整備する必要があります。また、福田市長がご指摘されるとおり、ウィズコロナ時代の新しい生活様式を踏まえ、行政手続のオンライン化、W e b会議、テレワーク等、こういったものが効率的に実施できるよう、自治体情報セキュリティアクラウドも柔軟な対応が求められているところでもあります。本県としましては、県民サービスのデジタル化など「行政の情報化」、これをより一層加速化させるとともに、各局の「暮らしの情報化」の取組を支援するため、11月1日付けで神奈川版デジタル庁ともいえます「デジタル戦略本部室」、これを設置して体制を強化しているところです。こうした体制のもと、次期自治体情報セキュリティアクラウドの検討にあたりましては、今後、市町村のご意見をしっかりと伺いながら、セキュリティレベルの一層の向上を図りつつ、使い勝手のよいセキュリティアクラウドの整備を目指したいと考えておりますので、市町村のご協力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○福田市長 ありがとうございます。セキュリティレベルが高く、かつ使い勝手の良い形でというお話がありましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。私達のニーズをしっかりと県の方にもお伝えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○黒岩知事 ありがとうございます。確かに現行のセキュリティレベルを上げると使い勝手が悪くなるといったことは、神奈川県の中でも経験をしたことがあります。それをうまくやれるようにしっかりとご意見を伺いながらやっていきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

5 閉会

○黒岩知事 他にないようでしたら本日の議事は以上となります。これもちまして、横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議を終了いたします。ありがとうございます。